平成２９年（フ）第８８号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目36番15―404号
債務者　陶久　高聖
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３２号
兵庫県尼崎市建家町24番地の１キューブ建家907号
債務者　甲斐　秀幸
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３号
長崎県長崎市中小島１丁目３番18―107号
債務者　織田　和恵
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
大分県日田市天瀬町本城183番地８
債務者　徳永キヨ子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１３号
大分県日田市天瀬町本城183番地８
債務者　金子　照子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道小樽市潮見台２丁目３番24号　和光ハイツ１号棟
債務者　竹尾　仁志
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１３号
北海道苫小牧市東開町３丁目16番16号　フォーラムハイツ２番館
債務者　髙橋　唯夫（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３３号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目４番２号　レジデンス白樺201号
債務者　小松　秀行
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４１号
金沢市荒屋１丁目32番地　有料老人ホームロマン、従前の住所石川県野々市市押越２丁目91番地
債務者　横居　重治
法定代理人保佐人　宮村　直人
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７号
金沢市三ツ屋町イ28番地６
債務者　日野尾正見
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
金沢市三ツ屋町イ28番地６
債務者　日野尾真美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
福井県小浜市水取４丁目２番28号　林レジデンス501
債務者　田寄　健二
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１２号
山梨県富士吉田市新屋1228番地の１
債務者　川添　重人
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
長野県安曇野市三郷明盛2028番地２　メゾン三郷２号棟202
債務者　中垣　　恵
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本778番地81
債務者　岸邉　　薫
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０７号
兵庫県芦屋市岩園町29番15―102号
債務者　山﨑　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係